

中心市街地活性化施策について

～第1回中心市街地再生方策検討会～

令和元年9月26日

内閣府 地方創生推進事務局

第1章 中心市街地活性化制度の変遷

第1期（昭和49年～平成12年）

大規模小売店舗法（大店法）による規制

規制強化

S49. 3 大店法施行（百貨店法廃止：許可制→届出制、消費者利益の保護を明示）

S53. 2 小売問題懇談会報告（小売商業の調整、中小小売商業の振興策を提言）

S54. 5 改正大店法施行（第2種（500㎡～1500㎡）を調整対象に追加、勧告期間の延長等）

S57. 1 大型店問題懇談会報告（大型店の出店抑制策、中小小売業の振興策等を提言）

S57. 1 大店法運用強化（事前説明指導、届出自粛指導を当面措置）

S61. 4 前川レポート「国際協調型経済への産業構造の転換」（内需拡大を宣言）

S63. 12 新行革審答申（流通に係る規制緩和）

H2. 4 日米構造問題協議中間報告（大店法の運用適正化）

規制緩和

H2. 5 大店法運用適正化（調整期間の短縮（規定なし→1年半以内）等）

S2. 6 日米構造問題協議最終報告（大店法の運用適正化）

H4. 1 改正大店法施行（商調協の廃止、地方独自規制の適正化等）

H6. 5 2年後の見直し（1000㎡未満の原則調整不要等）

政策転換

H7. 1 GATS発効（経済上の需要を考慮したサービス供給者数の制限等の禁止）

H7. 12 行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見」（大型店と中小店の商業調整の見直し）

H8. 6 米国がWTO二国間協議を要請（「大店法は需要を勘案した流通サービス業者数の制限」と主張）

H9年度 規制緩和推進計画（閣議決定）（大店法の見直し）

H9. 12 産構審・中政審合同会議中間答申（大店法の廃止、まちづくり三法の制定）

H10. 2 まちづくり三法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）が通常国会で成立

H12. 6 大店法廃止（大店立地法施行：商業調整の廃止）

大規模小売店舗法（S49～H12）の廃止

中小小売業者との商業調整の廃止。

日米構造協議（平成2年2月）

いわゆる「まちづくり三法」の制定等

大規模小売店舗立地法（H12～）

大型店の立地に際して、「周辺的生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

（配慮事項）

- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ・騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策 等

都市計画法の改正によるゾーニング（土地利用規制）（H10～）

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。（特別用途地区、特定用途制限地域）

中心市街地活性化法（H10～）

中心市街地の活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進。

平成18年大幅改正

第3期(平成18年～現在)

「まちづくり三法」の見直し

1. 「中心市街地活性化法」の主な改正内容(平成18年8月22日施行)

1) 基本法的な位置づけ

総合的に活性化策を進める必要性から、基本法的な性格を持つ名称に変更する。

2) 国の体制等の強化

内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置して関係省庁の連携・調整を図り、施策の総合的な推進体制を整える。

3) 総合的推進体制の整備

TMOを発展的に改組し、中心市街地活性化協議会を新たに設置(法定化)。

4) 意欲的な中心市街地への支援拡充

市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化、公共交通機関の利便性増進など、補助事業の実施等の支援を重点的に行う。

2. 「都市計画法」等の主な改正内容(平成19年11月30日施行)

都市計画法・建築基準法の改正により、広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設(延べ床面積1万㎡超の店舗、飲食店、劇場、映画館、展示場等)の立地調整の仕組みを適正化することで、郊外への都市機能の拡散を抑制。

1) 大規模集客施設立地の適正化

2) 広域調整の仕組みの創設

3) 公共公益施設の中心市街地への誘導

3. 「大規模小売店舗立地法」の主な改正内容

1) 業界ガイドラインの作成等による事業者の社会的責任を強化

2) 大規模小売店舗併設サービス施設を対象施設に含める

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の 一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」の概要 (平成18年8月22日施行)

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずる。

1. 「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名変更

2. 基本理念・責務規定の創設

- 中心市街地活性化についての基本法的性格を踏まえ**基本理念**を創設
- 国、地方公共団体及び事業者の**責務規定**を創設

3. 国による「選択と集中」の仕組みの導入

- **中心市街地活性化本部**（本部長：内閣総理大臣）の創設
 - ↳ 基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック＆レビュー 等
- 基本計画の**内閣総理大臣の認定制度**
 - ↳ 法律、税制の特例、補助事業の重点実施 等

4. 多様な関係者の参画を得た取組の推進

- 多様な民間主体が参画する**中心市街地活性化協議会**の法制化

※「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」の廃止

中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】

～中心市街地活性化推進委員会報告書～
平成25年12月11日

I. 現状評価・課題

1. 現状評価

- 平成10年の法施行以来、中心市街地の都市機能増進及び経済活力向上を総合的、一体的に推進
- 平成18年の法改正では、
 - ①内閣総理大臣による基本計画認定制度の創設
 - ②都市福利施設整備と居住環境向上の施策の追加等を措置
- しかし、法改正後7年が経過した現在、
 - ①目標達成状況は芳しくない※指標達成率29%
 - ②認定市街地の人口シェアは低下
 - ③中心市街地の事業所数、販売額等は減少

2. 今後の課題

- 投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まず民間事業活動は停滞
- 計画策定市町村は減少
※平成18年改正前606市町村→改正後117市町村
- 実態に即した更なる取組が必要
- 実施体制が脆弱

II. 基本的な方向性

1. 目指すべき方向

①中心市街地活性化の意義

- 地方都市全体の活力向上の取組の一環として、当該市町村全体やその周辺地域を含めた「まち」全体の活性化を考えること
- 都市政策、産業政策等を総合的、一体的に推進

②中心市街地活性化の基本理念の共有

- 地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点
- 目指すべき中心市街地の在り方(基本理念)を地域関係者で共有

2. 地方自治体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- 理念等の共有や各取組を総括、コーディネートし、イニシアティブを発揮していくべきは市町村
- 地域の特色を活かしたビジョンを策定し事業を計画的、着実に実施

3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～

- 事業者は理念等に配意して事業活動を行うことや地方自治体や国の施策の実施に必要な協力を行うことを期待

4. 国の役割 ～府省連携等～

- 中心市街地活性化、ひいては地方都市再興のため、中心市街地施策のみでなく、都市構造全体、公共交通等の取組と連携(府省連携)して総合的、一体的に施策を推進

Ⅲ. 具体的な施策の方向性

1. 認定市町村の裾野拡大

- 特に「小さなまち」については、既存のストックがあれば、4事項※の内、特定の事項に新たな事業がなくても積極的かつ柔軟に認定【基本方針改正】

※基本計画の「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」の4事項

2. 地域実態に即した柔軟な区域設定

- 都市の中に社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点が複数ある場合は、複数の拠点を一体として認定※

【基本方針改正】

※複数の拠点間が公共交通ネットワーク等で密接に繋がっていること等が前提

3. 広域的な調整

- 都道府県は、市町村の求めに応じて、条例等の活用により積極的に広域的な調整を行うことが望ましい

【基本方針改正】

4. 波及効果が大きい事業への重点支援

- 地元住民等の強いコミットメントがあり、周辺地域の経済活力をも向上させる波及効果が大きい事業を国が認定し、集中的に支援【法改正、予算・税制措置】

5. 実施体制の強化

①中心市街地活性化協議会の機能強化

- 市町村は中心市街地活性化協議会による、基本計画作成及び見直しの意見を尊重【基本方針改正】

②まちづくり会社等の強化

i)事業性確保

- まちづくり会社等が行う商業の活性化に資する事業を国が認定し、当該事業を行う者の信用度を増し、事業実施に伴う地権者等との交渉や資金調達等を円滑に進められる環境を整備【法改正等】

ii)まちづくり人材確保

- まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、まちづくり人材を育成するとともに、人材の掘り起こしを行い、人材市場を整備し、地域とのマッチングを図る【予算措置】

③住民参加

- 住民の主体的な取組等を引き出す「コミュニティ・デザイナー」といった外部人材の育成等を支援【予算措置】

6. 計画目標、評価指標、フォローアップ(PDCA)の運用改善

- 地域の実情に即した独自の評価指標を自ら考え、設定
- 通行量等基礎データについては毎年把握し評価
- 認定基本計画は原則毎年フォローアップし、協議会機能を活用しPDCAを徹底【基本方針改正】

※都市構造全体・公共交通等の取組との連携

- 都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を推進【関係法改正】

中心市街地活性化推進委員会

委員名簿

秋葉 勝彦	さがみ信用金庫 専務理事
足立 基浩	和歌山大学経済学部 教授
阿部 眞一	岩村田本町商店街振興組合 理事長 佐久商工会議所 副会頭
関 幸子	一般社団法人震災復興ワークス 理事長
原田 弘子	マネジメントオフィスHARADA 代表
古川 康造	高松丸亀町商店街振興組合 理事長
三宅 諭	岩手大学農学部 准教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻 教授
森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター 教授
山崎 亮	株式会社studio-L 代表 京都造形芸術大学芸術学部 教授
横森 豊雄	関東学院大学経済学部 教授

(注)職名は、当時のままである。

(敬称略、50音順)

「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

(平成26年7月3日施行)

1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

2. 改正法の概要

- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設する。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例等を創設する。

3. 措置事項の概要

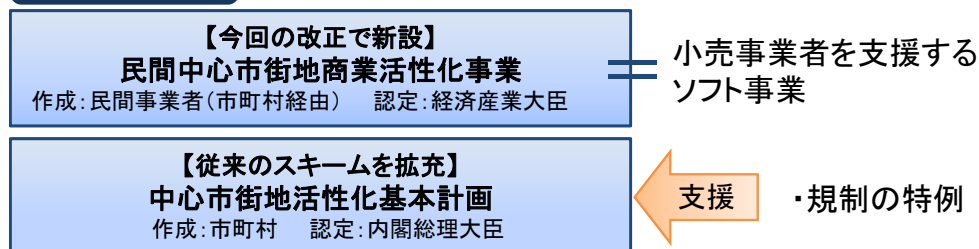
A. 重点支援



A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設する。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、①予算措置、②税制優遇措置、③日本政策金融公庫による低利融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等を講ずる。

B. 裾野拡大



B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

※中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する。(基本方針の改定)

- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
- (2) 道路占用の許可の特例措置といった規制の特例等の措置を講じる。(国交省と連携)

(参考)都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(平成26年8月1日施行)

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

地域公共交通網形成計画

(地方公共団体が中心となって作成)

【改正地域公共交通活性化再生法】

(平成26年11月20日施行)

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

(地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

○事業の具体的内容

- ・運行主体
- ・運行ダイヤ
- ・ルート
- ・運賃
- 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正

好循環を実現

第2章 現行施策の概要

1. 中心市街地活性化法の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律(H18.8施行)に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。(累計認定数:143市2町233計画(R1.7現在))

市町村

中心市街地活性化 基本計画の作成

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 計画期間(概ね5年以内)
- 中心市街地活性化のための事業
- フォローアップ、推進体制 など

連携

中心市街地活性化協議会

- ・ まちづくり会社
- ・ 商工会・商工会議所
- ・ 民間事業者、地域住民 など

認定・
支援

内閣総理大臣による計画認定

関係府省庁によるソフト・ハード両面での重点支援

主な支援措置例

- ①暮らし・にぎわい再生事業 ※社会資本整備総合交付金を活用して支援
- ②地域まちなか活性化・魅力創出支援事業
- ③中心市街地活性化ソフト事業

取組のイメージ



<熊本駅前東A地区(熊本市)>

駅周辺地区の再整備



<油津商店街(日南市)>

空き店舗のリノベーション



<北の恵み 食べマルシェ(旭川市)>

イベント等のソフト事業

中心市街地を取り巻く社会・経済状況の変化

- ✓ 人口減少・少子高齢化の進行、遊休資産の拡大
- ✓ 外国人観光客の大幅増、小売業態の変化

等

社会・経済状況の変化を踏まえ、
「中心市街地再生促進プログラム(仮称)」を
本年度中を目途に策定。

《まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)》

2. 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の概要（平成31年3月一部変更）

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を測るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成したもの

I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、子育て世代や高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・活力ある地域経済社会の確立
- ・空き地、空き家、空き店舗といった遊休資産の有効活用

II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

○政府における推進体制の整備

（本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等）

○認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実

○基本計画の認定基準

- 基本方針に適合するものであること など。
- ・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。

○基本計画の実施状況についての評価の実施等

- ・進捗状況の把握とPDCAサイクルの実施
- ・施策の実施状況の事後評価

III. 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の要件、数など

- 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

IV. ～VIII. 各種事業等の推進

（市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、経済活力の向上 など）

IX. IV. からVIII. までの事業等の総合的かつ一体的推進

○推進体制の整備

- 市町村の行政担当部局並びに国や都道府県との連携。中心市街地活性化協議会の設置。（事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画）

○基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

○都市機能の集積の促進の考え方

- 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。

○都市計画手法の活用

- 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

XI. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

XII. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

3. 中心市街地の要件

中心市街地活性化法による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられる。（法第2条）

- 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

4. 主な支援措置

総務省における中心市街地活性化施策の概要

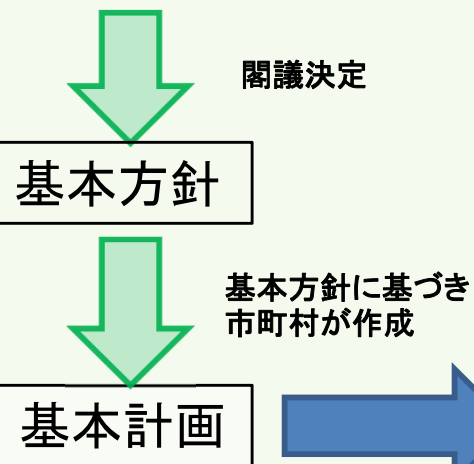
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

内閣総理大臣認定

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

①イベント事業

②講演会、シンポジウム等

③後継者育成研修事業

④具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤空き店舗対策事業

⑥その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

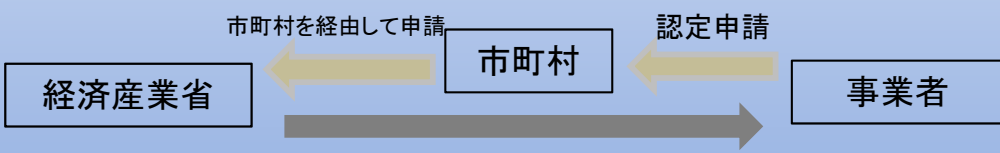
一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

- **中心市街地活性化基本計画**に基づき、
 - ① **意欲的な目標を掲げ**（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
 - ② **中心市街地の経済活力を向上させる波及効果**があり
 - ③ **地元からの強いコミットメント**がある
- 民間商業施設整備プロジェクト**に対して
経済産業大臣が認定し、補助金・税制優遇・低利融資等の支援を実施。



● 税制優遇

土地・建物の所有権の保存及び移転登記の際の
登録免許税を1 / 2に減免（令和元年度末まで）

● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資**
（特利3：0.30～0.50%, 貸付額最大7.2億円）

※認定中心市街地の卸・小売り業者に対する支援の特利3は、貸付額最大7200万円

● 補助金

施設整備事業補助の**補助率** 1 / 2が**2 / 3**,
補助上限額 1億円が**2.0億円に引き上げ**。（令和元年度末まで）

※特利3は平成31年1月17日現在のも

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：18件

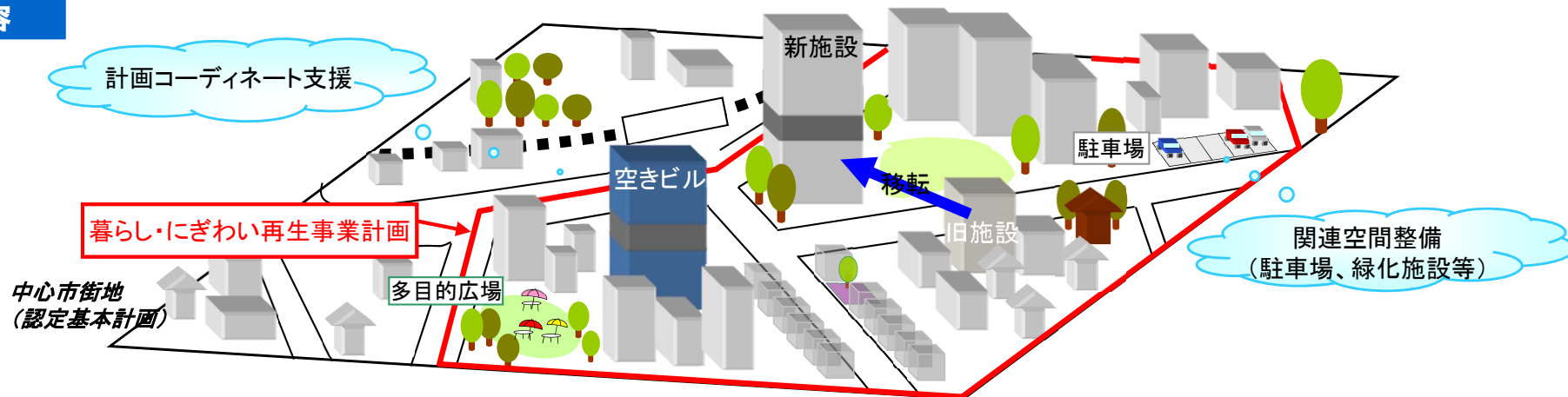
- ① **意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。**
 - 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
 - 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
 - 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。
- ② **中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。**
 - 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。
- ③ **地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。**
 - 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
 - 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
 - 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
 - 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。
- ④ **当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。**

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

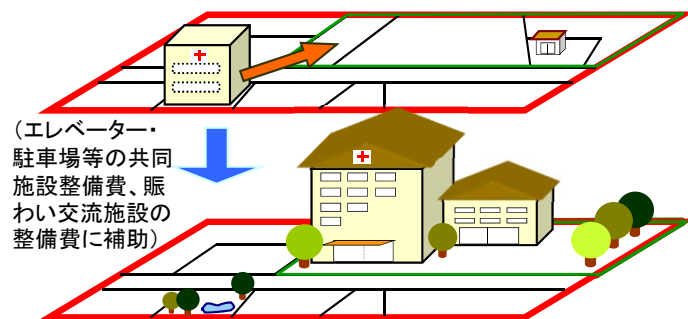
暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援 公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助

[整備イメージ]



対象施設要件

- ・認定基本計画への位置付け
- ・耐火建築物又は準耐火建築物※
- ・敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上等を満たすものであること※
- ・地階を除く階数が原則として3階以上※

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
※公益施設の割合が高い(1/10以上)等の一定の要件を満たす場合は、国費率加算(1/3→2/5)

※小規模連鎖型暮らし・にぎわい再生事業では対象施設要件として、個々の建物階数や構造は問わず、敷地面積1,000㎡未満の施設については複数の事業区域の敷地面積の合算が可能となる。

第3章 現行施策の運用状況

1. 認定を受けた市町及び認定計画数：累計143市2町233計画（令和元年7月現在）

北海道	<u>帯広市</u> ※、 <u>砂川市</u> 、 <u>滝川市</u> 、 <u>小樽市</u> 、 <u>岩見沢市</u> ※、 <u>富良野市</u> ※、 <u>稚内市</u> 、 <u>北見市</u> 、 <u>旭川市</u> 、 <u>函館市</u>
青森県	<u>青森市</u> ※、 <u>三沢市</u> 、 <u>弘前市</u> ※、 <u>八戸市</u> ※※、 <u>十和田市</u> ※、 <u>黒石市</u>
岩手県	<u>久慈市</u> ※、 <u>盛岡市</u> ※、 <u>遠野市</u> ※
宮城県	<u>石巻市</u> ※
秋田県	<u>秋田市</u> ※、 <u>大仙市</u>
山形県	<u>鶴岡市</u> ※、 <u>山形市</u> ※、 <u>酒田市</u> ※、 <u>上山市</u> ※、 <u>長井市</u>
福島県	<u>白河市</u> ※、 <u>福島市</u> ※、 <u>須賀川市</u> ※、 <u>会津若松市</u> 、 <u>いわき市</u>
新潟県	<u>新潟市</u> 、 <u>長岡市</u> ※※、 <u>上越市</u> (<u>高田</u>)、 <u>十日町市</u>
茨城県	<u>石岡市</u> 、 <u>土浦市</u> ※、 <u>水戸市</u>
栃木県	<u>大田原市</u> 、 <u>日光市</u>
群馬県	<u>高崎市</u> ※
埼玉県	<u>川越市</u> ※、 <u>蕨市</u> 、 <u>寄居町</u>
千葉県	<u>千葉市</u> 、 <u>柏市</u> ※
東京都	<u>青梅市</u> 、 <u>府中市</u> 、 <u>八王子市</u>
神奈川県	<u>小田原市</u>
山梨県	<u>甲府市</u> ※
富山県	<u>富山市</u> ※※、 <u>高岡市</u> ※※
石川県	<u>金沢市</u> ※※
福井県	<u>福井市</u> ※、 <u>越前市</u> ※、 <u>大野市</u> ※、 <u>敦賀市</u>
長野県	<u>長野市</u> ※、 <u>飯田市</u> ※、 <u>塩尻市</u> 、 <u>上田市</u> ※
岐阜県	<u>岐阜市</u> ※※、 <u>中津川市</u> ※、 <u>大垣市</u> ※、 <u>高山市</u>
静岡県	<u>浜松市</u> ※、 <u>藤枝市</u> ※※、 <u>静岡市</u> ※、 <u>掛川市</u> ※、 <u>沼津市</u>
愛知県	<u>豊田市</u> ※※、 <u>名古屋市</u> 、 <u>豊橋市</u> ※、 <u>東海市</u> 、 <u>安城市</u> 、 <u>田原市</u>
三重県	<u>伊賀市</u> 、 <u>伊勢市</u>

滋賀県	<u>大津市</u> ※、 <u>守山市</u> ※、 <u>長浜市</u> ※、 <u>草津市</u> ※、 <u>東近江市</u>
京都府	<u>福知山市</u> ※
大阪府	<u>高槻市</u> ※、 <u>堺市</u>
兵庫県	<u>宝塚市</u> 、 <u>神戸市</u> (<u>新長田</u>)、 <u>尼崎市</u> 、 <u>伊丹市</u> ※、 <u>丹波市</u> ※、 <u>姫路市</u> ※、 <u>川西市</u> ※、 <u>明石市</u> ※
奈良県	<u>奈良市</u>
和歌山県	<u>和歌山市</u> 、 <u>田辺市</u>
鳥取県	<u>鳥取市</u> ※※、 <u>米子市</u> ※、 <u>倉吉市</u>
島根県	<u>松江市</u> ※、 <u>江津市</u> 、 <u>雲南市</u>
岡山県	<u>倉敷市</u> ※、 <u>玉野市</u> 、 <u>津山市</u>
広島県	<u>府中市</u> ※、 <u>三原市</u>
山口県	<u>山口市</u> ※、 <u>下関市</u> 、 <u>周南市</u> 、 <u>岩国市</u>
香川県	<u>高松市</u> ※※
徳島県	—
愛媛県	<u>西条市</u> 、 <u>松山市</u> ※
高知県	<u>四万十市</u> 、 <u>高知市</u> ※
福岡県	<u>久留米市</u> ※、 <u>北九州市</u> (<u>小倉・黒崎</u>)、 <u>直方市</u> 、 <u>飯塚市</u> 、 <u>大牟田市</u>
佐賀県	<u>小城市</u> 、 <u>唐津市</u> ※、 <u>基山町</u>
長崎県	<u>諫早市</u> ※、 <u>大村市</u> 、 <u>長崎市</u>
熊本県	<u>熊本市</u> ※※、 <u>八代市</u> 、 <u>山鹿市</u> 、 <u>熊本市</u> (<u>植木</u>)
大分県	<u>豊後高田市</u> ※、 <u>大分市</u> ※※、 <u>別府市</u> 、 <u>佐伯市</u> ※、 <u>竹田市</u>
宮崎県	<u>宮崎市</u> 、 <u>日向市</u> 、 <u>日南市</u> 、 <u>小林市</u>
鹿児島県	<u>鹿児島市</u> ※※、 <u>奄美市</u>
沖縄県	<u>沖縄市</u> ※

※※印は3期計画の認定を受けた市
 ※印は2期計画の認定を受けた市
 下線は計画期間終了の市

2. 現時点で認定を受けている市町及び認定計画数:81市2町83計画(令和元年7月現在)

北海道	岩見沢市※、富良野市※
青森県	弘前市※、八戸市※※、黒石市、十和田市※
岩手県	遠野市※、久慈市※、
宮城県	石巻市※
秋田県	秋田市※
山形県	山形市※、上山市※、長井市、鶴岡市※、酒田市※
福島県	福島市※、須賀川市※、会津若松市、いわき市
新潟県	長岡市※※
茨城県	水戸市、土浦市※
栃木県	—
群馬県	高崎市※
埼玉県	川越市※、蕨市、寄居町
千葉県	—
東京都	八王子市、青梅市、府中市
神奈川県	—
山梨県	甲府市※
富山県	富山市※※、高岡市※※
石川県	金沢市※※
福井県	越前市※
長野県	上田市※
岐阜県	岐阜市※※、大垣市※、高山市、中津川市※
静岡県	静岡市※、浜松市※、掛川市※、藤枝市※※
愛知県	豊田市※※、田原市
三重県	伊勢市

滋賀県	草津市※、守山市※、東近江市、長浜市※
京都府	福知山市※
大阪府	高槻市※、堺市
兵庫県	伊丹市※、川西市※、明石市※、姫路市※、丹波市※
奈良県	—
和歌山県	—
鳥取県	鳥取市※※、倉吉市、米子市※
島根県	江津市、雲南市
岡山県	倉敷市※
広島県	三原市
山口県	山口市※、岩国市
香川県	高松市※※
徳島県	—
愛媛県	松山市※
高知県	高知市※
福岡県	大牟田市
佐賀県	唐津市※、基山町
長崎県	諫早市※、長崎市
熊本県	熊本市※※
大分県	大分市※※、佐伯市※、竹田市
宮崎県	小林市
鹿児島県	鹿児島市※※、奄美市
沖縄県	沖縄市※

※印は2期計画の認定を受けた市、※※印は3期計画の認定を受けた市

3. 認定中心市街地活性化基本計画作成自治体(83団体) 人口規模別一覧 (R1.9現在)

○立地適正化計画作成自治体は、44団体。同計画作成予定自治体は、17団体。(R1.7.31現在)

○連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市は、17団体。(H31.4.1現在)

○定住自立圏を形成している中心市は、19団体。(連携中枢都市を除く。H31.4.1現在)

黒字: 第1期計画 赤字: 第2期計画 青字: 第3期計画

自治体人口 (認定時点)	立地適正化計画作成済み (R1.7.31現在)	立地適正化計画作成予定 (R1.7.31現在)	立地適正化計画取組なし (R1.7.31現在)
30万人以上	秋田市、川越市、富山市、 金沢市、岐阜市、静岡市、 浜松市、高槻市、姫路市、 高松市、豊田市、松山市、 高知市、長崎市、熊本市、 大分市、鹿児島市	いわき市、高崎市、八王子市、 倉敷市	堺市
10万人以上	弘前市、八戸市、鶴岡市、 酒田市、福島市、長岡市、 土浦市、水戸市、高岡市、 上田市、大垣市、藤枝市、 掛川市、伊勢市、草津市、 東近江市、山口市、大牟田市	山形市、会津若松市、府中市、 甲府市、鳥取市、岩国市	石巻市、青梅市、長浜市、 伊丹市、丹波市、川西市、 明石市、米子市、唐津市、 諫早市、沖縄市
5万人以上	十和田市、須賀川市、越前市、 守山市、三原市	蕨市、中津川市、田原市	岩見沢市、高山市、福知山市、 佐伯市
5万人未満	黒石市、長井市、寄居町、 江津市	上山市、基山町、竹田市、 奄美市	富良野市、久慈市、遠野市、 倉吉市、雲南市、小林市

4. 最終フォローアップの概要

- 中心市街地活性化基本計画において、自治体は目標の達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定。各自治体は計画期間終了後に目標の達成状況等について自己評価(最終フォローアップ)を実施することとされており、これまで、累計119市150計画(450指標)が最終フォローアップを実施(次の計画期間に入っている自治体を含む。)
- 最終フォローアップ対象となった450指標のうち、目標を達成した指標は147指標(33%:A+a)、事業が概ね予定どおり完了した指標は344指標(76%:A+B+C)。
- 事業が概ね予定どおり完了した344指標だけをみると、基準値から改善したものは202指標(59%:A+B/A+B+C)。

<取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

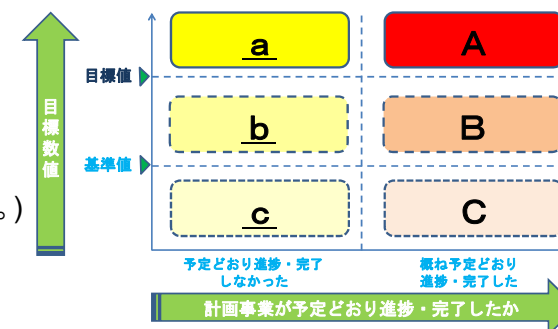
対象計画:119市150計画 450指標

	事業は概ね予定どおり完了した (344指標)	事業は予定どおりには完了しなかった (106指標)
目標達成 (147指標)	<u>A : 129指標(29%)</u> <38%>	<u>a : 18指標(4%)</u> <17%>
目標は未達成だが、 計画当初より改善 (98指標)	<u>B : 73指標(16%)</u> <21%>	<u>b : 25指標(6%)</u> <24%>
計画当初より悪化 (205指標)	<u>C : 142指標(31%)</u> <41%>	<u>c : 63指標(14%)</u> <59%>

※()書きは全体に占める割合であり、< >書きは「事業は概ね予定通り完了」又は「事業は予定通りに完了しなかった」のそれぞれに占める割合である。

<取組の進捗状況及び目標達成状況の分類>

- A 最新の実績では目標値を超えている。(計画した事業は概ね予定どおり完了した。)
- a 最新の実績では目標値を超えている。(計画した事業は予定どおりには完了しなかった。)
- B 最新の実績では目標値には達していないが、基準値は超えている。(計画した事業は概ね予定どおり完了した。)
- b 最新の実績では目標値には達していないが、基準値は超えている。(計画した事業は予定どおりには完了しなかった。)
- C 最新の実績では目標値及び基準値に達していない。(計画した事業は概ね予定どおり完了した。)
- c 最新の実績では目標値及び基準値に達していない。(計画した事業は予定どおりには完了しなかった。)



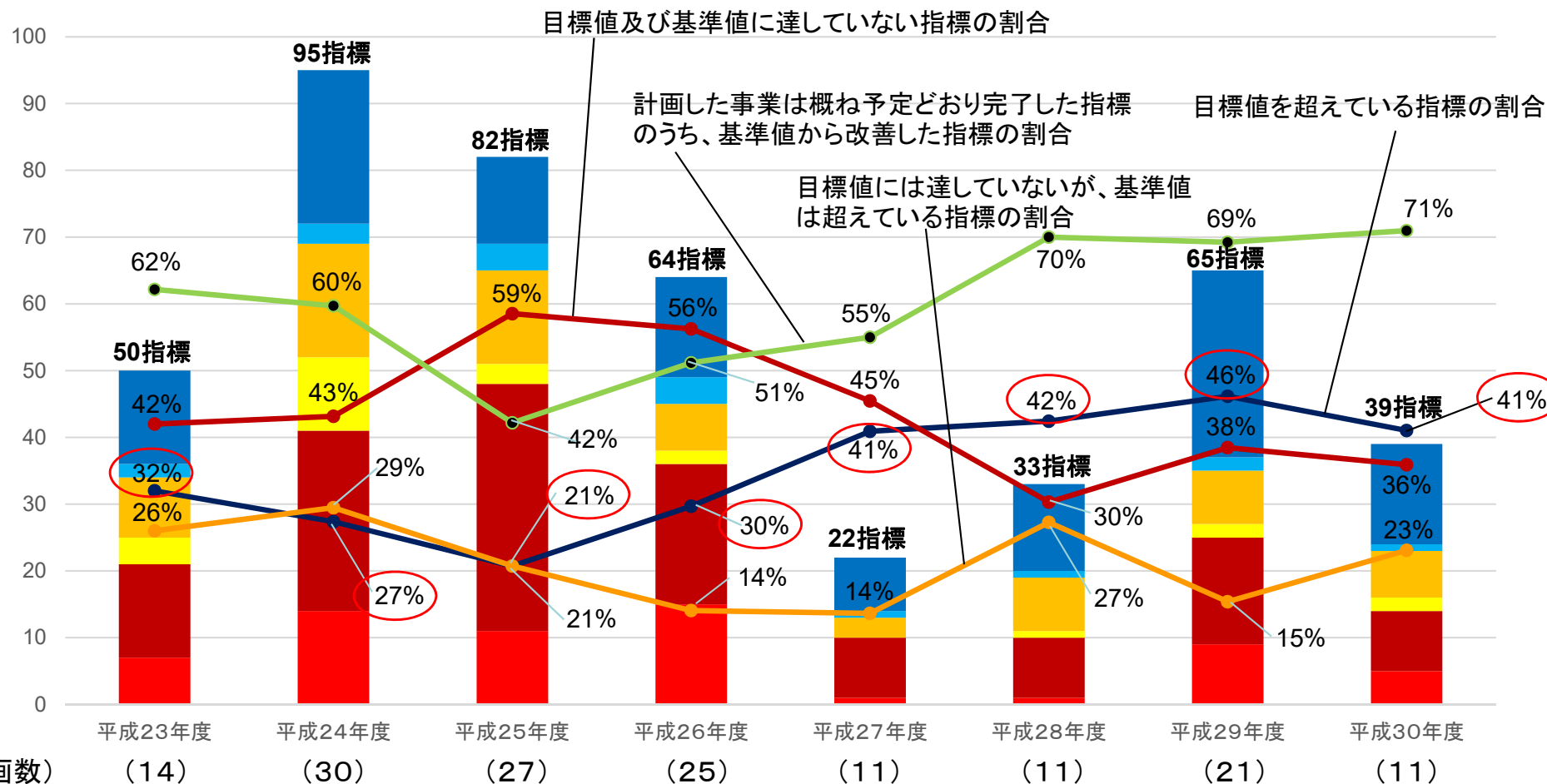
5. 最終フォローアップにおける評価指標の分類別目標達成状況

	目標達成 (A+a)	目標は未達だが、 計画当初より改善 (B+b)	主な目標指標
にぎわいの創出 242指標 (119市149計画)	86指標 (35.5%) (56市69計画)	60指標 (24.8%) (44市52計画)	歩行者・自転車通行量、 観光施設入込客数、 文化施設・都市福利施設の利用者数
街なか居住の推進 93指標 (76市93計画)	20指標 (21.5%) (18市20計画)	18指標 (19.4%) (16市18計画)	居住人口、年間社会人口動態
経済活力の向上 77指標 (58市70計画)	22指標 (28.6%) (20市22計画)	13指標 (16.9%) (12市13計画)	空き店舗率、空き店舗数、 新規開業数
公共交通の利便の増進 16指標 (11市15計画)	8指標 (50.0%) (7市8計画)	4指標 (25.0%) (4市4計画)	鉄道駅乗降客数、 まちなか循環バス・乗合タクシー利用者数
その他 22指標 (20市20計画)	11指標 (50.0%) (11市11計画)	3指標 (13.6%) (3市3計画)	まちづくりサポーター制度登録者数、 市民の企画によるイベント回数
合計 450指標 (119市150計画)	147指標 (32.7%) (75市94計画)	98指標 (21.8%) (62市73計画)	

6. 中心市街地活性化基本計画における目標達成状況の推移

(指標数、%)

(棒グラフ)目標指標数、
(折れ線グラフ)目標指標割合



注: 最終フォローアップにおいて、計画期間終了年度における目標達成状況等を確認したもの。

(凡例)

- A : 最新の実績では目標値を超えている。(計画した事業は概ね予定どおり完了した。)
- a : 最新の実績では目標値を超えている。(計画した事業は予定どおりには完了しなかった。)
- B : 最新の実績では目標値には達していないが、基準値は超えている。(計画した事業は概ね予定どおり完了した。)
- b : 最新の実績では目標値には達していないが、基準値は超えている。(計画した事業は予定どおりには完了しなかった。)
- C : 最新の実績では目標値及び基準値に達していない。(計画した事業は概ね予定どおり完了した。)
- c : 最新の実績では目標値及び基準値に達していない。(計画した事業は予定どおりには完了しなかった。)
- A+a : 全目標指標におけるA又はaの割合(目標値を超えている指標の割合)
- B+b : 全目標指標におけるB又はbの割合(目標値には達していないが、基準値は超えている指標の割合)
- C+c : 全目標指標におけるC又はcの割合(目標値及び基準値に達していない指標の割合)
- A+B/A+B+C : 計画した事業は概ね予定どおり完了した指標のうち、基準値から改善した指標の割合